

広島県告示第百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年二月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県廿日市新宮一丁目地内		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
新宮神社（ 八一七）	急傾斜地の 崩壊	区域の名称	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	区域の名称	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類
次の図のとおり	次の図のとおり	区域の 表示	区域の名称	急傾斜地の 崩壊	新宮神社（ 八一七）
次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	土砂災害特別警戒区域	区域の表示及び 第九條第二項に 規定する土砂災 害等におおける 土砂災害防止策 の推進に関する 法律（平成十八 年政令第一〇四 号）で定めらる 事項

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。